平成２２年（フ）第９６６７号
大阪府吹田市五月が丘東13番23号
債務者　本田　浩美
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７２７号
愛知県豊田市青木町２丁目109―１、住民票上の住所愛知県豊田市明和町５丁目46番地１シャルダンハイツＤ―203号
債務者　渡邉進一郎
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月21日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第２１３０５号
東京都八王子市子安町１丁目21―６―203
債務者　樋口　直美
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１３６３号
東京都目黒区上目黒２丁目17―３　フラットＳ中目黒Ｂ―102
債務者　齋藤　伸正
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１４００号
東京都青梅市今井１丁目124―１―103
債務者　指田　浩一
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１５３４号
神奈川県横浜市青葉区千草台50―５　第５タクミマンション304
債務者　丸山麻里江（旧姓齋藤）
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１５６２号
東京都三鷹市大沢１丁目11―４―102
債務者　唐澤　恵美
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１５７０号
東京都多摩市和田55―７
債務者　小川　廣正
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１５８６号
東京都中央区月島４丁目８―10―713
債務者　恩田　睦子
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９１０号
静岡県藤枝市南新屋373番地　イーストパレス南新屋205号、旧住所静岡県藤枝市藤枝１丁目７番13号
債務者　藤村　町子
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月２日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３２９号
北海道帯広市西16条南５丁目２番６号　フローレンス７―25号
債務者　太田　乗盟
1　決定年月日時　平成22年12月24日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月17日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第３３４号
北海道帯広市西７条南27丁目29番地９　コーポ福201号室
債務者　中田　　圭
1　決定年月日時　平成22年12月24日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月17日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第５０７号
静岡県焼津市小土572番地の７
債務者　笠井　祥正
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月４日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６４９号
静岡県焼津市三ケ名118番地　三ケ名ＴＫハイツ103、旧住所静岡県藤枝市岡部町三輪677番地の18
債務者　山本　和豊
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月４日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７２３号
静岡県島田市岸町800番地の２　クラージュⅠ202号室
債務者　曽根真津美
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月４日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部